



様式第8号(第14条関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

四 市 生 々 第 112 号
令 和 4 年 1 月 13 日

所 在 地 香川県観音寺市大原町福田原241番地1
名 称 株式会社パブリック
代表者氏名 代表取締役 三野 輝男

四国中央市長 篠原



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

許 可 期 間 令和4年2月1日 から 令和6年1月31日まで
区 域 四国中央市
廃棄物の種類 ご み
業 務 内 容 収集運搬
許 可 条 件 裏面のとおり

四国中央市一般廃棄物処理業（収集運搬）許可条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第11項の規定に基づき、次のとおり条件を附する。

（関係法令の遵守等）

- 1 （1） 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則その他関係法令等を遵守すること。
- （2） 事業主は、関係法令等に違反しないように従業員を常に指導監督し、資質の向上を図るよう努めなければならない。
- （3） 市からの指導、指示に従うこと。
- （4） 四国中央市の許可業者であることを自覚し、社会通念上不適と認められる行為、言動等を厳に慎むこと。

（許可車輛の表示）

- 2 収集運搬車輛の両側面に「四国中央市事業系ごみ収集車」と表示された市指定のマグネットシールを張り付けること。

（許可の取消し又は業務の停止）

- 3 関係法令及び許可基準並びに許可条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、市長は本許可を取消し、又は期間を定めて業務の一部もしくは全部の停止を命じる。